必要書類

交付決定

提出方法

申請は、電気料金の支出をしている建物を単位とし、関係する対象事業所の光熱費を合算して申請してください（１事業所につき１申請のみ）。なお、以下の条件を満たすことが条件となります。

　・市税等の未納がないこと

　・引き続き事象の運営を継続する予定であること

・福祉事業所事業継続支援補助金交付申請書兼請求書

・市税等納付状況確認同意書

・基準月における電気料金、ガス料金、燃料代等の支出が確認できるものの写し

　　 ・基準月の前年同月における光熱費の支出額がわかる書類

・〒396-86107伊那市下新田3050番地　伊那市役所社会福祉課宛

　郵送か持ち込みにて提出してください

【申請期間】令和４年１１月２８日から令和５年１月３１日

補助金は申請後１ヶ月以内を目安に振り込みます。

申請方法

申請書は伊那市公式ＨＰからダウンロードするか、社会福祉課で受け取ることができます。

以下の事業所の光熱費が対象です。

令和４年４月１日時点において伊那市に所在し事業を継続している①又は②の事業所

①「介護保険法」に基づく事業所

②「障害者総合支援法」および「児童福祉法」に基づく障害福祉サービス提供事業所

※伊那市及び伊那中央行政組合が運営する事業所は除く

対象事業所

◆対象事業所に係る令和４年１月から令和４年１０月の間の任意の一月に支払った光熱費及び燃料費（以下、「光熱費」という。）の前年同月実績との差額の２分の１を基準額とし、基準額に１２を乗じて得た額（差額×1/2×12）。ただし、上限は別表に定めます。

　例：R4.2に支払った光熱費合計10万円、R3.2に支払った光熱費合計6万円の場合

　　　10万－6万＝4万(差額)　　4万×1/2＝2万(基準額)　　2万×12＝24万円（上限以下の場合）

補助金額

物価の高騰の影響を受ける中、支援が必要な方の生活を支える福祉サービス事業を運営する介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所に対し、事業継続に対する支援を目的に「伊那市物価高騰対策福祉事業所事業継続支援補助金」を交付します。

物価高騰対策福祉事業所事業継続支援補助金

問い合わせ先

伊那市 保健福祉部 社会福祉課

（担当）兼子　美信（介護サービス事業者）

（担当）牧田　直子（障害サービス事業者）

〒396-8617　伊那市下新田3050番地

　電　話：0265-78-4111

　ＦＡＸ：0265-78-5778

　E-mail：fuk@inacity.jp　(課宛)

別表１

補助基準額上限一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分  （サービス種別） | 利用定員 | 補助基準額上限  （月額） | 補助金額上限  （12月分） |
| 入所  （特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、特定施設入所者生活介護、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム） | 1～10人 | 10,000円 | 120,000円 |
| 11～50人 | 30,000円 | 360,000円 |
| 51～100人 | 50,000円 | 600,000円 |
| 101人～150人 | 100,000円 | 1,200,000円 |
| 151人以上 | 150,000円 | 1,800,000円 |
| 通所  （１日の利用定員） | 1～10人 | 5,000円 | 60,000円 |
| 11～30人 | 10,000円 | 120,000円 |
| 31～60人 | 15,000円 | 180,000円 |
| 61人以上 | 20,000円 | 240,000円 |
| 訪問 |  | 5,000円 | 60,000円 |

※同一敷地内及び同一施設内に複数の事業所がある場合は、電気料金を支出している事業所を主たる事業所として、併設する事業所を合算する。

例：入所施設定員80人、通所施設定員30人の場合、入所施設を主たる事業所として通所施設の定員を合算して入所施設定員110人の区分を適用。

※訪問の区分は、単独の訪問サービス事業所、又は併設施設において電気料金を別にしている場合に適用。

伊那市物価高騰対策福祉事業所事業継続支援補助金Q&A

Ｑ１　対象となる光熱費に含まれるものは

Ａ１　光熱費とは対象事業所の電気料金、ガス代、灯油代、ペレット代、薪代、送迎や訪問車両の燃料（ガソリン、軽油）代です。水道料金は対象となりません。

Ｑ２　訪問車両に従業員所有の車両を使用しているが、従業員が支払った燃料代は含まれるか

Ａ２　個人で支払ったものは含まれません。事業所（法人）が支払ったもののみが対象となります。ただし個人で支払ったものが前年の確定申告に経費として明確に記載しているものであれば、同様の確認書類の添付で対象となる場合があります。

Ｑ３　同じ建物で複数の事業を運営しているが、電気料金はまとめて支払っている場合の申請方法について

Ａ３　電気料金が１請求（メーター）であれば建物を共有している事業所をすべて併設等として合算してください。介護事業所と障害者サービス事業所を分ける必要はありません。

Ｑ４　複数事業所がある場合の基準額上限の定員の考え方について

Ａ４　入所のみ、通所のみであればそれぞれを合算した人数で算定してください。入所と通所が併設している場合は、定員数を合算し入所施設の区分を適用してください。通所施設併設の短期入所定員は通所定員に合算してください。訪問サービスが通所及び入所施設に併設している場合は経費のみ合算してください。

Ｑ５　電気料金の支払いは別施設の法人事務局が複数の事業所分をまとめて支払っている

Ａ５　補助金交付は事業所（建物）ごとの申請となります。対象事業所（建物）分に分けて申請をお願いします。

Ｑ６　同じ法人で運営する数カ所（別住所）の事業所をまとめて申請する（定員数を増やす）ことは可能か

Ａ６　本補助金は建物単位を基本としていますので、別住所にある事業所を合算して申請することはできません。同じ建物で複数の事業所が電気メーターを別にして支払いをしている場合は、まとめて申請いただいても構いません。

Ｑ７　対象事業所と同じ建物で対象外の事業所が営業していて電気料金等をまとめて支払っている場合

Ａ７　補助金は対象事業所の経費となります。確定申告に事業費として計上するものとして計算をお願いします。按分の方法は確定申告と同様にお考えください。

Ｑ８　利用者から電気料金を徴収している場合はどのようにしたらよいか

Ａ８　今回の補助金は前年からの増加分を対象としていますので、基準月において徴収している利用者負担額が前年と同じであれば特に控除する必要はありません。高騰を理由として増額して徴収した場合は基準額から差し引いてください。

Ｑ９　電気料金を支払った領収書が必須となるか

Ａ９　電気料金がわかる公の書面であれば領収書でなくても構いません。（電気会社が発行した金額がわかるものと通帳の引き落とし金額が一致しているもの等。他の光熱費についても同様。）

Ｑ10 電気料金が一番多くかかった月と燃料代が多くかかった月が違うが

Ａ10本補助金は事業所が任意で特定する１月を基準としています。特定の月に支払った光熱費で申請をお願いします。

Ｑ11 申請後に差額がより多い月が見つかったが基準月を変更できるか

Ａ11 申請後の修正、再申請はできません。

Ｑ12 明細の（使用した）月と支払った月が異なるが

Ａ12 原則として支払った月を基準として申請してください。

Ｑ13 長野県の物価高騰支援金を受ける予定だが控除の必要はあるか

Ａ13 長野県が行う社会福祉施設等価格高騰対策支援金の交付は、性質が異なることから重複しての申請が可能です。ただし、伊那市が行う事業者に対する物価高騰対策支援事業は重複しての申請は受けられませんのでご注意ください。（中小事業者応援金（商工振興課）、児童福祉施設補助金（子育て支援課））